

さいたま市立学校における臨時休業期間の延長について

令和2年4月28日

さいたま市教育委員会

これまで、さいたま市教育委員会では、令和2年4月7日に発令された国の緊急事態宣言を受け、児童生徒の健康安全を第一に考えて、市立学校の臨時休業期間を5月6日まで延長し、学校職員の自宅勤務の実施等の感染症拡大防止に努めてきた。

現時点では、緊急事態宣言が予定通り終了するのか、又は継続されるのか見通せる状況ではないが、埼玉県内並びにさいたま市の陽性確認者数は、4月27日現在で、埼玉県が829人、内さいたま市が128人となり、依然として増加傾向にあり、予断を許さない状況にある。

本日、市長から教育長に対し、市立学校の臨時休業期間の延長について要請されたことを受け、国の緊急事態宣言の方針等が決定される前ではあるが、一日も早く児童生徒や保護者、学校職員に対して、今後の対応を示す必要があることから、以下のとおり臨時休業期間を延長することとした。

なお、今後、国において緊急事態宣言の方針等が決定された場合には、その内容を踏まえて柔軟に対応することとする。

1 臨時休業期間の延長について

(1) 5月31日まで臨時休業期間を延長する。

本市や県内、隣接する東京都などの感染状況を考慮すると、短期間での緊急事態宣言解除の可能性は低いと見込まれることから、児童生徒及び保護者の不安を解消し、学校が見通しをもって教育活動に取り組めるようにするため、5月31日までの概ね1か月程度の期間で設定する。

(2) 登校日は設定しない。

(3) 小学校の児童、中学校特別支援学級に在籍する生徒及び特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、これまでと同様に児童生徒の預かりを実施する。

2 臨時休業中の児童生徒の学習活動について

児童生徒の基礎学力の定着や基本的な生活習慣の維持を目的に、5月11日から、以下のとおりデジタル授業について実施する。

(1) 小・中学校について **別添資料1** **別添資料2**

- 全ての児童生徒に対して、学習指導要領を踏まえた共通の指導計画等に基づき、「さいたま市 Web 学習コンテンツ『スタディエッセンス』」を活用したデジタル授業を実施する。
- 児童生徒は、学校生活のリズムに準じて、原則、午前中に1コマ40分のデジタル授業を3コマ行い、午後は、各学校が設定した学習課題を行う。
- 各学校は、一週間の時間割を学校ホームページに掲載し、学校安心メールで周知することで、各家庭の協力を得て学習活動を進められるようにする。
- 提出を求めた学習課題について、担当教員がコメント等の記入を行い、適宜記録するとともに、把握した学習状況は、児童生徒へフィードバックを行う。その際、児童生徒の学習状況に応じて個別に追加の学習課題を設定するなどし、デジタル授業の成果を児童生徒が自覚して、次の学習に生かしていけるようにする。
- 『スタディエッセンス』を視聴する環境が整っていない家庭については、個別の事情に十分配慮し、学校のコンピュータ室に配備された授業用コンピュータを使用できるようにしたり、学習課題を紙媒体で用意したりするなどし、確実に学習機会を確保できるようにする。

(2) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室について **別添資料3**

- ・別添資料3のとおり、デジタル授業を実施する。
- ・当該保護者への連絡は、4月28日以降に速やかに行う。

(3) 高等・中等教育学校について **別添資料4**

- ・全ての教科・科目において、指導計画等を踏まえ、講義動画の配信やClassi等のデジタルコンテンツの活用など、より授業に近い形で実施する。
- ・生徒の学習習慣を維持するため、時間割等を作成し、生徒、保護者に学校ホームページ等に掲載するなどして周知することにより、生徒が計画的に学習に取り組めるよう配慮する。
- ・時間割等の最初や最後にホームルームを設定し、出席確認を行うなど、各学校で生徒の学習状況を随時把握する。生徒はフィードバックがあることで、より意欲的に授業に取り組むと考えられるため、週に一度は課題を提出させるなど、Classiやメール等を活用し、生徒の学習意欲を高める工夫を行う。

3 臨時休業中の児童生徒の心のケア等について

臨時休業が長期化していることにより、児童生徒の心のケアが重要となっていることから、以下のとおり対応する。

- (1) 「児童生徒の心のサポート手引き～臨時休業期間中の児童生徒への対応編～」を活用し、臨時休業中、計画的に児童生徒への電話連絡等を行い、児童生徒の様子を把握する。
- (2) 児童生徒や保護者が様々な悩みや不安を抱え、学校に連絡してきた場合などは、学級担任や養護教諭などが丁寧に話を聞くとともに、必要に応じて、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが話を聞くことができるようにする。
- (3) 「さいたま市24時間子どもSOS窓口」紹介カード及びリーフレットについて、児童生徒に配付し、児童生徒が様々な悩みを抱えた場合には相談できるようにする。併せて、学校のホームページに「さいたま市24時間子どもSOS窓口」の電話番号を掲示する。
- (4) 家庭で過ごす児童生徒に、元気と安心を届ける「心のサプリ」コンテンツを配信し、臨時休業の長期化によるストレスを軽減する。

4 児童生徒の健康管理について

引き続き、児童生徒の健康安全を確保するため、各家庭において以下のとおり対応する。

- (1) 児童生徒の体温の測定を毎日実施し、健康状態を確認する。
- (2) 児童生徒に風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡し、医療機関の指示に従って受診する。
- (3) 不要不急の外出は避ける。
- (4) 健康維持のために屋外で運動や散歩をする場合は、感染防止に十分配慮する。
- (5) 児童生徒の健康保持の観点から運動する機会を確保するため、市立小・中・高等・中等教育学校の校庭を開放する(平日は13時00分～16時00分、土日祝は8時30分～16時00分)。

5 臨時休業終了後の教育活動について

- (1) 校長会と協議し、以下のとおり夏季休業日を短縮して、授業時数を確保する。
 - ・1学期終業式 令和2年7月31日(金)
 - ・夏季休業日 令和2年8月1日(土)～8月16日(日)
 - ・2学期始業式 令和2年8月17日(月)
- (2) 1学期中の学校行事等については、延期または中止とする。